

川口市障害者福祉計画・
第7期川口市障害者自立支援福祉計画・
第3期川口市障害児福祉計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

川 口 市
(福祉部障害福祉課)

1 目的

本業務は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づき定めた「川口市障害者福祉計画（平成30年度～令和5年度）」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づき定めた「第6期川口市障害者自立支援福祉計画・第2期川口市障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」の計画期間が令和5年度末に満了することから、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする「川口市障害者福祉計画（令和6年度～令和11年度）」および令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第7期川口市障害者自立支援福祉計画・第3期川口市障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を策定するための業務を委託するものである。

2 委託業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名称 | 川口市障害者福祉計画・第7期川口市障害者自立支援福祉計画・第3期川口市障害児福祉計画策定業務委託 |
| (2) 選定方法 | 公募型プロポーザル方式 |
| (3) 業務内容 | 別添「川口市障害者福祉計画・第7期川口市障害者自立支援福祉計画・第3期川口市障害児福祉計画策定業務委託仕様書」参照 |
| (4) 業務期間 | 契約締結日から令和6年3月31日まで |
| (5) 提案限度額 | 11,934,000円（消費税及び地方消費税含む。） |

3 参加資格に関する事項

以下の要件を全て満たす者を本業務の参加者とする。

- (1) 令和5・6年度川口市物品入札参加資格者名簿に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 対象事業の公告日前6カ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (3) 本業務の告示日から審査結果の通知の日までの期間において、川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準に基づく指名停止又は埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 本業務の告示日から審査結果の通知の日までの期間において、川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外又は埼玉県との契約に係る

暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていないこと。

- (5) 平成29年度以降において、障害者基本法第11条第3項に基づく「障害者福祉計画」、または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に基づく「障害者自立支援福祉計画・障害児福祉計画」の策定支援に関する業務（ただし、単に市民意識調査のみを受託など策定過程の一部を受託し完了したものは該当しない。）を受託し、かつその業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。

4 スケジュール予定

項目	時期
参加表明書及び募集要領等の公告 (川口市HPに各書式掲載)	令和5年2月24日(金)
参加表明書等の提出期限	令和5年3月8日(水)
質問提出期限	令和5年3月8日(水)
質問回答日	令和5年3月15日(水)
一次審査結果通知	令和5年3月15日(水)
企画提案書等提出期限	令和5年3月31日(金)
プレゼンテーション審査 ※場所 201会議室	令和5年4月7日(金)
選定結果通知	令和5年4月14日(金)
契約締結	令和5年4月21日(金)

5 参加申請

- (1) 参加表明書等の受付期間

令和5年3月8日(水) 午後5時まで(必着)

- (2) 申請方法

「13 担当課」まで、持参又は郵送により提出。

持参の場合は、事前に「13 担当課」に連絡すること。

郵送の場合は書留等配送記録が残る方法とし、提出期限内に必着のこと。

(3) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第2号）
- ウ 業務実績（様式第3号）

6 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

(1) 受付期間

令和5年3月8日（水）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書（様式第6号）を添付した電子メールを「**13 担当課**」へ送信すること。

(3) 回答

令和5年3月15日（水）までに、川口市ホームページに掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和5年3月31日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

「**13 担当課**」まで、持参又は郵送により提出。

持参の場合は、事前に「**13 担当課**」に連絡すること。

郵送の場合は書留等配送記録が残る方法とし、提出期限内に必着のこと。

(3) 提出書類

- ア 企画提案書（正本1部・副本13部）
- イ 業務委託見積書（任意様式）（正本1部・副本13部）
- ウ 業務実施体制（様式第5号）（正本1部・副本13部）

(4) 企画提案書等作成にあたっての留意事項

ア 企画提案書

- ・1事業者につき1提案とし、複数の提案書が提出された場合は、失格とする。
- ・本プロポーザルは、提案者の考え方、構想を問うものであり、文書等は簡潔明瞭に記載すること。文字数については指定しないが、文字は10ポイント以上とすること。
- ・提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認められない。
- ・作成については、「**9 評価項目及び評価基準**」の項番に沿って容易に採点できるように作成すること。
- ・表紙には「川口市障害者福祉計画・第7期川口市障害者自立支援福祉計画・第3期川口市障害児福祉計画策定業務委託」と記載すること。

- ・提出する際には、様式第4号を併せて提出すること。
- イ 業務委託見積書
 - ・任意様式とし、あて先は「川口市長」、件名を「川口市障害者福祉計画・第7期川口市障害者自立支援福祉計画・第3期川口市障害児福祉計画策定業務委託」とすること。
 - ・消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。
 - ・追加提案した業務を含め、業務遂行に必要な全ての作業項目及び経費を見積るものとし、人工・回数・単価等がわかるように記載すること。

8 優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 選定手順

一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）により行い、次の評価項目に従い選定する。

(2) 一次審査

提出された書類により参加資格を確認し、参加資格の有無を通知する。

ア 審査基準

「**3 参加資格に関する事項**」に定める参加資格に関する事項を満たしていること。

イ 審査結果の通知

審査結果については、令和5年3月15日（水）までにプロポーザル参加表明書（様式第1号）に記載されたアドレスへメールで通知する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査を通過した者について、企画提案書等の内容についてプレゼンテーションを行い、「川口市障害者福祉計画・第7期川口市障害者自立支援福祉計画・第3期川口市障害児福祉計画策定業務委託プロポーザル方式業者選定委員会」（以下、委員会という。）が審査を実施する。

ア 審査の方法

- ・評価は参加事業者ごとに「**9 評価項目及び評価基準**」に基づき行う。
- ・採点は書面審査により行う。
- ・最高点と最低点を除外し、中間点を集計して評価する。
- ・集計後、協議により受託業者を決定する。

イ プレゼンテーションの方法

- ・プレゼンテーションの実施予定日は「**4 スケジュール予定**」のとおり。
- ・会場及び時間等の詳細については別途通知する。
- ・出席者（説明者）については、業務責任者及び本業務を主に担当する者3名以内とする。

- ・プレゼンテーションは概ね30分とする。(説明15分 質疑15分)
- ・パソコン等電子機器は使用しない。
- ・プレゼンテーションは、参加表明書等を不備なく提出したと認められた者から順に行う。

ウ 参加事業者の失格

次の事項のいずれかに該当する参加事業者は失格（選定対象からの除外）とするとともに、その参加申込及び提案書類を無効とする。

- ・参加資格の要件を満たさなくなった場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・見積額が限度額を超えている場合
- ・プレゼンテーションに参加しなかった場合
- ・選定の公平性を害する行為があった場合
- ・提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

9 評価項目及び評価基準

評価項目	評価の視点	配点
1 現計画について【進捗状況の確認・問題点の把握】	<ul style="list-style-type: none"> ・課題、問題点を把握 ・改善点の反映 等 	5点
2 新計画について【プランの明確性、現実性】	<ul style="list-style-type: none"> ・関連計画との整合性 ・冊子の表現方法等 	5点
3 新計画について【調査・分析力】	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ把握 等 ・施策やサービス等の分析 	5点
4 その他【全体的な取り組み姿勢・意欲等、総合的評価】	<ul style="list-style-type: none"> ・市への支援体制 等 ・提案内容の分かり易さ 等 	5点
合 計		20点

10 結果の公表

選定結果については、本市ホームページで公表するとともに、令和5年4月14日（金）に参加申請のあった全事業者に通知する。ただし、優先交渉権者以外の事業者を特定できる情報は一切公開しない。また、結果についての異議の申し立ては一切受け付けない。

11 契約条件について

- (1) 優先交渉権者に選定された事業者は、速やかに本市と契約交渉を開始する。

- (2) 優先交渉権者は、契約交渉が整い次第、改めて見積書を市に提出するものとする。この場合において、当該交渉により対象業務が減少した場合は、対象業務の減少に伴う費用を減じた額を見積書に記載すること。
- (3) 本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
ただし、あらかじめ本市から書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 優先交渉権者との契約交渉過程において、業務の遂行が困難であることが判明した場合は、交渉を打ち切り、次点交渉権者との契約交渉を開始することがある。
- (5) 優先交渉権者（優先交渉権者との契約交渉を打ち切った場合の次点交渉権者を含む。以下同じ。）との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。
- (6) 優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立せず、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合、または契約不成立により本市に障害が生じる場合には、契約相手方である事業者に対して入札参加停止措置を行うことがある。

1.2 留意事項

- (1) 本件は、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (2) 本要領及び関連情報については川口市ホームページ（タイトル「川口市障害者福祉計画・第7期川口市障害者自立支援福祉計画・第3期川口市障害児福祉計画策定業務委託公募型プロポーザル募集」）にて閲覧に供する。
- (3) プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びに委員会への参加費用は全て参加者の負担とする。
- (4) 提出書類等は返却しない。
- (5) 提出後における参加表明書、企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (6) 本市は提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとする。なお、公表の際の使用料等は無償とする。
- (7) 提出書類は川口市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (8) 企画提案書等の作成のために本市から受領・ダウンロードした資料は、本市の許可なく公表及び使用することはできない。
- (9) 郵便・電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (10) やむを得ない事情により、委託業務の期間が変更となる場合、その際に係る費用については、市と協議することとする。

- (11) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。

13 担当課

川口市福祉部障害福祉課庶務係（担当：片岡、今井）

所在地：川口市青木2-1-1 市役所第一本庁舎2階

（郵送の場合の郵送先：〒332-8601 川口市青木2-1-1）

電話：048-259-7920

FAX：048-259-7943

Eメール：083.03000@city.kawaguchi.saitama.jp